

令和2年度第1回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 令和2年4月10日（金）
2. 招集の場所 長洲町役場 3階（中会議室）
3. 開 会 令和2年4月10日 午前10時00分
4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長	1番	濱北 圭右			
会長職務代理者	2番	増岡 美知子			
委員	3番	土山 秋吉	4番	中嶋 英徳	5番 松野 智子
	6番	濱崎 伸二	7番	嶋田 正忠	8番 大淵 一弘
	9番	島川 俊昭	10番	石井 博俊	
5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域	中村 建治	楠田 源志	池上 春男
六栄区域	池上 章	徳永 章	城戸 政治
長洲・清里区域	坂井 隆浩	磯川 伸哉	
6. 欠席農業委員は次のとおりである。

なし
7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

なし
8. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名
9. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局	局 長	吉田 泰滋
農業委員会事務局	書 記	前田 敦
農業委員会事務局	書 記	木原 弘智
農林水産課	課長補佐	大賀 留美
農林水産課	課長補佐	馬場 隆輔
10. 提 出 議 案

報告第1号	農地法第18条第6項の規定による合意解約届について
報告第2号	許可不要転用届について
議案第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第3号	農用地利用集積計画（案）の決定について
	その他

吉田事務局長

それではそろいましたので始めます。

起立。礼。着席。

ただいまから令和2年度第1回長洲町農業委員会定例会を開会いたします。

濱北会長の挨拶の前に、役場のほうで定期人事異動があつておりますので、その紹介を含めて私のほうから紹介させていただきます。

改めまして、今年度も引き続き事務局長を仰せつかりました吉田です。また1年間よろしく願いいたします。

それと役場の体制ですけど、まず農業委員会ですね、木原くんのほうは事務局でそのままです。一応兼務辞令として、前田参事は、農林水産課のほうの仕事も受け持ちますが、今、人・農地プランの話とか農業委員会のボリュームがあるということで、兼務の辞令を出しまして、前田君の席は農業委員会事務局のほうに置いておりますので、一応事務局としてはこの3人体制でやっていきたいと思ひます。それと併せて、農林水産課の人事異動があつております。ちょっと先ほど来てましたけれども、長谷川補佐の方が今度議会事務局長として異動をしております。

それに併せて、今座っておりますが、大賀補佐は引き続きです。

大賀課長補佐
吉田事務局長

おはようございます。大賀です。よろしく願いいたします。

それと、馬場係長が今度課長補佐になりましたので、併せて願ひします。

馬場課長補佐
吉田事務局長

馬場と申します。どうぞよろしく願ひします。

一応今年度、先ほども言ひました人・農地プラン等の話合い等も農林水産課に大きく関わりますので、一応総会には基本的にはこのメンバーで参加をしたいと思ひておりますので、よろしく願いいたします。すみません時間を取らせました。

それでは濱北会長から御挨拶をお願いいたします。

濱北会長

改めましておはようございます。いつもならば桜の花が満開になっておりまして、宴会やら何やらでほんとうににぎわうところでございますが、今年ばかりはコロナの関係であっさりしております。桜の花も先ほどの話じゃないですけども、泣いているんじゃないかなというふうに思っております。

4月の1日に、私もこの役場の辞令交付に出席をいたしまして、辞令交付をしたところでございます。令和2年度の始まりに、また新たな気持ちになったところでございます。また皆さんと一緒に頑張っていきたいと思ひますので、どうぞよろしく願いいたします。

今日は令和2年度第1回目の定例会でございます。どうぞよろしく願いいたします。

吉田事務局長

ありがとうございました。それでは、本日の出席委員ですが、10名中10名、定足数に達しておりますので、総会が成立することを御報告いたします。

濱北会長

それでは、長洲町農業委員会会議規則第5条の規定に基づき、会長は会議の議長となりますので、以降の議事進行は濱北会長にお願いいたします。

これより、議事に入ります。

本日の提出議案は、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」、報告第2号「許可不要転用届について」、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。

まず長洲町農業委員会会議規則第15条第2項の規定に基づき、本日の議事録署名委員は、3番土山委員、4番中嶋委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは早速議事に入ります。1ページです。

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」を議題といたします。事務局より、説明を求めます。

吉田事務局長

それでは報告第1号、農地法第18条第6項の規定による合意解約届がありましたので、次のとおり報告をいたします。

議案書の1ページから2ページになります。受付番号は92番から98番でございます。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。申請理由につきましても、議案書記載のとおり合意解約となっております。

簡単ではございますが、以上で報告第1号の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。今、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございますか。

—ありません— の声有—

濱北会長

なければ、報告第1号はこれをもって終わりにいたします。

次に進みます。

3ページです。報告第2号「許可不要転用届について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

吉田事務局長

それでは報告第2号、許可不要転用届がありましたので、次のとおり報告をいたします。

受付番号1番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

なお、備考に許可不要規定を記載しておりますので、御確認ください。

こちらは平成31年4月10日開催の平成31年度第1回長洲町農業委員会定例会で、今回申請地の許可不要届を報告しております。これに、新たに作業を行うに当たり、許可不要転用届がっております。

申請理由につきましては、議案書に記載のとおり、特別高圧送電線の

濱北会長

張替工事に伴い、工事用地として使用するものでございます。

なお工期につきましては、令和2年3月1日から令和2年8月31日となっております。

また、説明資料の1、2ページのほうですが、こちらのほうに、おおまかですけれども設置予定地の概要図を載せておりますので、御参考にしてください。

以上で、報告第2号の説明を終わります。

ありがとうございました。今、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございますか。

—ありません の声有—

濱北会長

なければ、報告第2号は終わります。

次に進みます。

吉田事務局長

4ページです。議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

それでは議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について次のとおり提出をいたします。

議案書の6、7ページ、受付番号が32番となります。

今回から、記載のほうを少し工夫して、今まで議案書で並んで地図がばらばらになってましたので、新しいのとどっちが見やすいかなということで、また御意見をください。一応一つ一つ分けております。

6ページになります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。申請地につきましては、玉名市岱明町のひばりヶ丘団地付近になります。

申請内容、許可基準等について御説明をいたします。説明資料の3、4ページを併せて御覧ください。

申請理由につきましては、売買による所有権移転となっております。

全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積6,186㎡、農作業歴25年の経験があり、家族3人で作業を行っておられます。

申請地には野菜の作付を予定しており、今後も全ての農地を利用するというところでございます。

機械の所有状況でございますが、耕運機1台、草刈り機1台、動力噴霧機1台、営農トラック1台を所有されておられます。

通作距離におきましては、自宅から車で15分程度ということです。

地域との調和要件、役割分担につきましては、申請地には野菜の作付を予定しており、周辺農地への農業上の利用に影響を及ぼすことはないということです。

また、農薬の使用方法については、地域の防除基準に従うということでございます。

農業の維持発展に関する話し合いや活動への参加、地域での取決めに遵

守、協力し、水路清掃や除草作業に参加、周辺農家と協力して用水路等の管理に努めるということでございます。

取得後の下限面積要件につきましては、取得後は8,044㎡であり、下限面積3,000㎡を超えていることから問題ないと考えられます。

以上、受付番号32番の説明を終わります。

濱北会長 ありがとうございます。ただいま事務局より説明がありました。補足説明を、農業委員10番、石井委員にお願いいたします。

石井委員 説明いたします。現地は高田地域の基盤整備の中にありまして、一番端でありまして、変形地でございます。

東側を山で覆われておりまして、あまりいい土地ではございませんけれども、管理をするということでございますので問題ないかと思っております。

濱北会長 ありがとうございます。

続きまして、担当推進委員の池上章推進委員に意見を伺います。

池上(章)推進委員 池上です。この土地は、先日行ってきましたけども、別に何の支障もないところだと思います。皆様の審議をよろしく願います。

濱北会長 ありがとうございます。今、事務局と農業委員、担当推進委員の意見を伺いました。この件について、何か御意見等はございますか。ないですか。

—ありません の声有—

濱北会長 それでは、なければ賛成の挙手を農業委員会の方をお願いいたします。

—賛成者挙手—

濱北会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、受付番号24番は原案のとおり決定をいたします。

次に進みます。8ページです。

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をしてください。

吉田事務局長 それでは、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり提出いたします。

まず議案書の10ページ、11ページ、受付番号21番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。申請地は長洲ひまわり幼稚園西側になります。

許可基準等について御説明いたします。説明資料の5、6ページを併せて御覧ください。

申請理由につきましては、個人住宅建築に伴う売買による所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、水管、下水道管、ガス管のうち2種類以上の埋設道路の沿道の区域で、申請地からおおむね500m以内に二つ以上の教育施設、医療施設、その他公共施設または公共的施設があるため、第3種農地と判断しており、原則許可となります。

資力につきましては、金融機関からの仮審査事前通知による融資金額が事業費を超過しているため、適当と判断しております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和2年6月1日より着工予定、令和2年12月25日完成予定であり、適当と判断しております。

計画面積の妥当性につきましては、個人住宅建築によるものであり、非農家住宅基準面積おおむね500㎡を下回るため、適当と判断しております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、申請地の北側は町道として隣接をしておりますが、高低差があることから、土砂流失崩壊防止のため、擁壁工事を施工するということです。西側及び南側は既に擁壁工事が施工されております。

また、個人住宅建築によるもので、規模も小さく周辺農地への影響はないということですが、万が一被害等が生じた場合には、申請者が責任をもって対応するというところでございます。

その他、給水は町上水道、生活雑排水及び汚水は町下水道、雨水は雨水ますを設置し道路側溝へ排水ということでございます。

以上、受付番号21番の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。今、事務局より説明がございました。補足説明を農業委員の9番、島川委員にお願いいたします。

島川委員

9番島川です。そこはもう2軒くらい既に建っております。あと1区画残っていたところがちょうど現場でございます。説明どおりでございます。審議のほど、よろしく申し上げます。

濱北会長

ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の城戸推進委員に御意見を伺います。

城戸推進委員

推進委員の城戸です。周りはもう家が建っており、周辺農地への影響はありませんということで、審議のほど、よろしく申し上げます。

濱北会長

ありがとうございました。

今、3者の説明がございました。この件について何か御意見等はございますか。はい、どうぞ。

中嶋委員

この件は別に問題ないんですけど、一つ聞きたいんですけども、ここに書いてあるですよ。万が一被害等が生じた場合には申請者が責任をもって対応するというので、もしも池があつてですよ、ため池ですね。そこに家を建てられたと。そのとき、ため池と土手が少しずつ崩れていくんですよ。そがんときは、極端に言えばそのため池とそこにブロックば下までずっと崩れんごとしとけば、ため池も崩れんやっつじやろうばつてん、今ずっと崩れていって、自分げのちょっと上のほうにブロックばしとんなるもんで下がちょっと崩れていくと。そういう場合はどっちが責任ば持たなんと。そがんとらすけん、なかなかため池の

吉田事務局長

補償もされんたいな。

一概に、ため池の側としては管理ばびしゃっとしとらんけん崩れていつてってところもあるし、微妙なところもあつとですよ。その中に、例えば里道んごたつとが入つとったりとかした場合は、その土地の責任はどっちに責任があるのかと今中嶋委員が言われたことは微妙なところがありますが、ため池と完全に接しとる場合は、ため池の側も崩れんような措置ばしないといけなくて、ほったらかしにしとって崩れたなら責任がゼロというわけでもないのかなという気がします。ケース・バイ・ケースというか、個別の案件ば見らんと分らんとこはあるかとは思いますが、実際そういうところが幾つか町内にもあります。だけん個人さんで擁壁ばしよんなはるところも中にはあるし、家じゃなくて道なんか崩れてきたときは、補修工事等ばため池側がされるとかっていうのもやっぱりあります。

ただやっぱり接しとるところの、のり面ていうか、その要因はどうかなと。個人的な見解かもしればつてん、やっぱりため池側のほうに責任を問われることも多いのかなと思います。

中嶋委員

だって、なかなか家が建つてですよ、入られんたいな。

吉田事務局長

そうですね。

中嶋委員

この前ユンボとかで一生懸命、泥ば寄せてしよらしたごたつたばつてん、また崩るつたろたいと思うしな。そして、単純な、じゃあその間にブロックばつて言うたっちゃかなりお金かかるけんですね。農地・水ぐらいじゃできんけんですね。

吉田事務局長

だけん、昨年でしたか、西日本豪雨があつた後の広島でため池が決壊したですたいね。あれで法律改正になって、一応長洲町も町内のため池ば点検せれということと、付近に家があるところについてはハザードマップの製作を今年度、事業的にしなさいというのが国からは来てはおるとですよ。だけん、そういったものに基づいて今後、今中嶋委員が言いなつたような補修が必要なところていうのは、事業費とかがまだ全然見えんとですけど、場合によってはそういう工事等を入れていく必要がある場所もあるのかなと。そういったところでしていかなと、いろいろ民家が実際それで被害に遭つたとかつていう形になると、先ほどの話じゃないですけど、どっちに責任があるのかというトラブルが出てきかねませんので。

逆にそういった箇所があれば、役場のほうにも知らせていただいて。

なかなか今管理者が特定できんところがあつとですよ。特定できんつていうか、地籍だけ見ると何とか組共有とかですね。今まだ水利組合がきちんとあつて管理されてるところはよかですけど、名義だけで実際、農業用ため池としてほんとうに使われているのかというような場所もあるので、そういう現状があればお知らせを願いたいなと思います。

中嶋委員

分かりました。ありがとうございます。

濱北会長

他にありませんか。

—ありません の声有—

濱北会長

他になれば、賛成の農業委員の挙手をお願いいたします。

—賛成者挙手—

濱北会長

ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号21番は、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に進みます。

受付番号22番です。事務局より説明をお願いします。

吉田事務局長

それでは議案書の12、13ページ、受付番号22番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。申請地は長洲ひまわり幼稚園西側、先ほどの案件のちょっと南側になります。

許可基準等について御説明をいたします。説明資料の7、8ページを併せて御覧ください。

申請理由につきましては、個人住宅建築のため、売買による所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断しており、原則不許可となりますが、例外的に許可できる場合が定められております。

例外要件につきましては、農地法施行令第4条第1項第1号イ及び同法施行規則第33条第4号の規定に基づき、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に設置されるものであるため、不許可の例外に該当すると思われま。集落接続の案件となります。

資力につきましては、金融機関からの残高証明書及び事前内金額と、妻からの融資額が事業費を超過しているため、適当と思われま。なお、妻からの融資については、金融機関からの残高証明書の添付と併せて貸付同意書が添付をされております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和2年7月1日より着工予定、令和2年12月25日完成予定であり、適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、個人住宅建築によるものであり、非農家住宅基準面積おおむね500㎡を下回るため適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。

周辺農地等に係る営農条件の支障の有無につきましては、申請地は平坦地のため、特に造成の計画はないけれども、東側及び西側の境界には3段積みのコンクリートブロックを設置するという事です。南側には崩壊防止のため擁壁工事を施工するという事でございま。

また、個人住宅建築のため規模も小さいことから、周辺農地への影響

	<p>はないということですが、万が一被害等が生じた場合には、申請者が責任を持って対応するということです。</p> <p>その他、給水は町上水道、生活雑排水及び汚水については町下水道、雨水については周囲7か所に雨水ますを設置をし、道路側溝へ放流ということでございます。</p> <p>以上、受付番号22番の説明を終わります。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の島川委員にまたお願いします。</p>
島川委員	<p>9番の島川です。さっき言ったその下の3段目ですかね。そこから下って南に3段目です。ここももうほとんど家が建ちかかっておりますので、前回同様に、審議してもらおうと結構でございます。お願いします。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。続きまして、また担当推進委員の城戸推進委員に意見を伺います。</p>
城戸推進委員	<p>推進委員の城戸です。今説明がありましたように、別に問題はないと思います。ということで、よろしくお願いします。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。今、事務局と農業委員、それから担当推進委員の説明がありました。この件について何か御意見等はございますか。</p>
	<p>はい、どうぞ。</p>
土山委員	<p>3番の土山です。家の建つとはよかばってんですね、第1種農地で10haちゅうことばってん、大体どの辺の面積ですか、これで言うなら。</p>
木原書記	<p>西側から南側にいくと、圃場整備までつながるんです。</p>
吉田事務局長	<p>どうしてもちょっと地図上広がりがあるとことつながるけんが、この第1種は。</p>
土山委員	<p>ならここはもうずっと第1種農地で、これから変わると。</p>
木原書記	<p>変わる、変わらないじゃないんですよね。つながるかつながらないかなんで。</p>
土山委員	<p>ああ、そうか。はい、以上です。</p>
濱北会長	<p>ほかにございませんか。</p>
	<p>—ありません— の声有—</p>
濱北会長	<p>なければ、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。</p>
	<p>—賛成者挙手—</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号18番は原案どおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p>
	<p>次に進みます。</p>
	<p>受付番号23番です。事務局より説明を求めます。</p>
吉田事務局長	<p>それでは、議案書の14、15ページ、受付番号23番になります。</p> <p>申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については、議案書に記載のとおりです。申請地は清里小学校東側になります。</p> <p>許可基準等について御説明いたします。説明資料の9、10ページを併せて御覧ください。</p>

申請理由につきましては、個人住宅建築のため売買による所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域に定められた地域であるため、第3種農地と判断しており、原則許可となります。

資力につきましては、金融機関からの仮審査事前通知による融資金額が事業費を超過しているため、適当と判断しております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和2年5月25日より着工予定、令和3年5月24日完成予定であり、適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、個人住宅建築によるものであり、非農家住宅基準面積おおむね500㎡を下回るため、適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。

周辺農地に係る営農条件への支障の有無につきましては、建築工事中の塵芥、ちりとかごみ等の隣接地への侵入がないよう施工するとともに、個人住宅建築のため規模も小さいことから、周辺農地への影響はないということでございます。万が一被害が生じた際には、申請者が責任をもって対応するという事です。

その他、給水は町上水道、生活雑排水及び汚水については町下水道、雨水については自然浸透ということでございます。

以上、受付番号23番の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。今、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員、3番の土山委員にお願いします。

土山委員

3番の土山です。ここは盛土とかもせず畑の状態、いつでも建築できる状態です。それと周囲はブロックで全部一、二段積んであって、全然境界もめもないだろうと思います。南のほうの土地が1.5mくらい低いですね。今、家の建つとる分はもう同じレベルになっております。

それから汚水ますとかも近くまで来ていますし、何ら建築には支障ないと思います。よろしくお願いします。

濱北会長

ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の坂井推進委員に御意見を伺います。

坂井推進委員

坂井です。先ほど、土山委員の仰られたとおり、詳細な説明がありましたので、特に申し上げることはないかと思えます。特段問題はないと思えますので、審議のほど、よろしく願いいたします。

濱北会長

ありがとうございました。今、説明がございましたけど、今の件について何か、質問等、御意見等はございますか。

はい、どうぞ。

中嶋委員

この下の畑はどこからに入らすとやろうか。下から行かすとやろうか。畑はどがんなつと。

土山委員
濱北会長

段落ちやんな。下からやろね。1.5mばかり段差がある。
ほかにございせんか。ないですか。

濱北会長

—ありません の声有—
なければ賛成の農業委員の挙手をお願いいたします。
—賛成者挙手—

濱北会長

ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号23番は原案どおり、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
次に進みます。
16ページです。

吉田事務局長

議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

議案第3号、農用地利用集積計画（案）が定められたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めるものです。

今回の申請につきましては、17ページが総括表となり、2020年の期間ごとの総括になります。18ページが今回の改定の一覧で、現在の耕作面積に今回の利用権設定面積と併せまして、今後の経営面積となります。

詳細につきましては19ページからになります。今回賃借権3件、5筆、5,155㎡、期間借地1件、1筆、504㎡となっております。

濱北会長

以上、議案第3号の説明を終わります。
ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました。この件について何か質問、御意見等はございますか。

中嶋委員
木原書記
中嶋委員
木原書記
中嶋委員
木原書記

はい、どうぞ。
期間借地の出し手、受け手はなかつかな。出し手、受け手は……。
公社。
公社でしょう。その先はなかつかな。
公社に貸す場合は……。
1か月ずれるとかな。

公社から受け手に行く場合は、期間借地にしろ賃借権にしろ県の認可なので、ここに上がってこないです。

中嶋委員
木原書記
中嶋委員

ああ。
賃借権も一緒です。
これはただ、結局5年ば10年に変えらただけ。最初に解約ばしとらすでしようが。これば違ふところば見っと、5年ば10年に変えとらすだけかなて。また、いちょうんもんに貸しとるでしようが。解約してまた、いちょうんもんに貸しとる。

木原書記

一遍、合意解約で契約内容変更とか耕作者変更とかっていろいろ書いてるとおり、今まで自分の地で作りよらしたつを誰かに貸したりとか、期間借地だったのを通年に変えたりとかに変更です。

中嶋委員

だけん、今まで自分で作りよらしたつが5年やったつが、今度は人に貸すけん10年にさしたとやろう。

木原書記
中嶋委員
木原書記

違います。

もともと合意解約したときは5年。

基本的には、公社に貸す場合は10年で、公社が耕作者に貸す場合は一応5年目安。なので合意解約は基盤強化法の場合は10年、中間管理法の場合は5年で結んであるんですよ。中間管理法は先ほど言ったように県が認可するので、この定例会には上がってこないです。で、一旦これを全部解約したのは、契約内容変更とかっていうのは今まで使用貸借で借りてた部分とかを1回解約して賃借権にしたりとかという、今回その流れになってます。

中嶋委員
木原書記
中嶋委員
木原書記
中嶋委員

期間借地たいな。

期間借地ですね、こっちは。

基盤整備しよるとこかね。

これ全部基盤整備です。

ほんとに今しよつとこやろう。ばってん、上にもあつとに下にも持つとらすと。そがんかつあつとかね。上に一枚もんにさしたっじゃなかつね。

馬場課長補佐
中嶋委員
馬場課長補佐
中嶋委員
馬場課長補佐

多分この今の住所表記はまだ登記はしてないので。

前んとやろう、これは。

従前地表記なんで多分こういう表記になってる。今は1枚です。

一番上の1枚やろ。

そっちの一番上の1枚は、まだ換地処分をできてないので登記ができてない状況です。あくまで従前地。

中嶋委員
濱北会長
中嶋委員
濱北会長

何で自分で貸しとつとば解約して、また自分で借りるとかなって。

よかでしょうか。

はい、よかです。

ほかにございませんか。

—ありません— の声有—

濱北会長

ほかになければ、賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

—賛成者挙手—

濱北会長

ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号は原案どおりに決定をいたします。

以上で、本日の提出議案は全て終了いたしました。

委員、推進委員の皆様から、その他のことで御意見、質問等がございますか。

どうぞ。

土山委員

土山ですけど。土地のことじゃなくて水のこと。今、浦川の上流で用水路かなんか工事しよう。

馬場課長補佐
土山委員

ああ、河川工事ですか。

河川工事。

馬場課長補佐

いや、あれは河川工事じゃなくて、排水路工事です。

土山委員
馬場課長補佐

荒尾のもんがしよっとやろ。

荒尾のもんがしよるといふか、地区的には長洲地区内にあるので。あそこがちょうど水路よりも1個上が町境です。あの土地は長洲町内の土地なんですけど、耕作者が全て荒尾です。

土山委員
馬場課長補佐

荒尾やね。

なので、長洲隣接っていうふうなところで取り扱っていただいて、毎年60万円の工事をして半額補助っていうことで、2分の1補助で対応してます。産業振興補助金ですね。

土山委員
馬場課長補佐

金は長洲のほうから出しよったい。

はい。2分の1補助で、産業振興補助金ですね。

土山委員

それはそれでよかばってんね、長洲の農業者の人から言わしたとよ。近日中にね、苗床をしたいと。そのためには水をためなでけん。若干ね。で、聞いたじゃろばってん、ゴム風船ばちよっと膨らませんとでけん、水ばためるために。そして本人が言うるとにね、5月の6日まで堰に水ばためると工事のされんちゅう話やったたい。で、今、貯めとっと今？ 貯めた？

濱崎委員

国土交通省かな、看板に電話番号があって、そこにかけて聞いたんですけど、その工事現場の人から連絡が来て、荒尾の人たちにはちょっと話をして、5月6日以降、5月の連休までには終わらせるという。で、今、工事してるところが河川に入ってショベルカーとか入れてるんですね。で、堰を上げると水位が増して潰れるんじゃないかと思って連絡したんですけど。

土山委員
濱崎委員
土山委員

要するにね、ポンプのかかる分だけ水ば入れとってもらいたかったい。

今、ちょっとずつ上げてみて。

それでないと、ほら、苗床ばされちゅうわけよ、4月に。梅田のほうも、もう4月に水ば入れるもん。そんで1か月ぐらい寝せて固うせなんけんね。5月6日までならばちよびちよで、だっでんせーないけんなど思うたけん。そのあつとたい。そいで、ポンプのかかる程度は水ば入れとってもらいたかったいな。

濱崎委員

今の話だったら、自分で機械でくみ上げるから、ちょこっとあれば自分は上げれるけんっていって、その程度まで上げようと思ってます。

土山委員

梅田はそれではでけんやん。ポンプのつからんとでけんたい。1回見てもらわんと分からんばってん、ポンプの小屋まで水が流れるぐらいまで入らんとエア吸うて上がらんけん。それで、だっでん4月にはすっじゃん。4月の20日過ぎぐらい。そうでないと固まらんけんね。

濱崎委員

ちょとずつ、毎日ちょこっと上げて、水位見てもらって……。

土山委員

そいで、今日、頼まなんって思うたたい。もうそろそろ風船ば膨らませんといかんばってんっていうとば。

馬場課長補佐

多分今のところとは違うばってん、ちょうど工業団地の先の蛸原橋の下ば工事しよんなさるとば言いよんなさつとですか。

土山委員
馬場課長補佐
土山委員
馬場課長補佐
土山委員
馬場課長補佐

土山委員
吉田事務局長

土山委員
吉田事務局長
土山委員
濱北会長

濱北会長

事務局

蛸原橋ちゅうのはどこ。浦川の上のほうよ。
ずっと上に、左側にリサイクルセンターのあるじゃなかですか。
荒尾の。
荒尾の。
そがん上のほうは知らん、どがんしよるか。
あそこにちょうど蛸原橋っていう橋があるとですよ。一丁田堰よりも
まだ上の、ちょうど県道沿いの菜切川の上流。
向こうばしよっとね。
河川工事で県がちょっとちょこちょこしよっとところのあるとですよ、
何か所か。
とにかく、ポンプば使うしこ水は入るとということね。
一遍、土山委員が言いよる場所ば見に行ったほうがよかかもしれん。
以上です。
ほかに何か御意見等はなかですか、質問なんかは。
—ありません— の声有—
なければ、事務局のほうから何かないですか。

(その他事務局説明)

1. 農業委員活動記録について
2. 農地利用状況調査について
3. 農業委員会委員改選について

それでは、もう、話も一応尽きましたので、これをもちまして、令和
2年度第1回長洲町農業委員会定例会を閉会いたします。
起立。礼。

閉会（終了 午前11時00分）

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長

印

署名委員

印

署名委員

印